

玉川村公民館図書室 図書館情報システム仕様書

1. 目的

図書室に来館が難しい高齢の方や送迎がなければ来館できない子供たちがオンラインでの検索や予約、リクエストまで自宅から出来ることで何度も足を運ぶことがないよう利便性の向上に繋げる。

また、来館することが難しい住民に対しての移動図書館車での貸出を強化し、住民の読書意欲の向上と図書館利用の促進を目的とする。

2. 業務場所

玉川村公民館図書室 〒963-6312 福島県石川郡玉川村小高大谷地71番地

3. システム構築期間

納 期：令和7年12月26日まで

運用開始：令和8年 1月 6日から

4. 見積方法

(1) 本仕様書に記載した条件を満たした場合における、玉川村公民館図書室 図書館情報システム構築事業について、見積金額を見積書（任意様式）に記載し、記名押印のうえ封筒に入れ、封印して提出すること。

(2) 見積書の記載にあたっては、下記事項に留意すること。

見積書には、システム一式と関連機器購入費用、設置費用と令和8年1月から令和10年3月までの、クラウド利用料と保守サポートの金額を記載すること。（消費税と地方消費税を含む）

5. 物品名及び構成内訳

5-1 図書館情報システム 一式

（構成内訳）クラウド型

(1) 図書館情報システムハードウェア

カウンター業務用デスクトップ型端末1台（バーコードリーダー1台、USB マウス1個、サーマルプリンター1台）

館内 OPAC 用デスクトップ型端末1台、(タッチモニター、バーコードリーダー1台、サーマルプリンター1台)

OPAC 用端末監視モニター（小型モニター）

移動図書館車用ノート型端末(モバイルルーター1台、バーコードリーダー1台、USB マウス1個、サーマルプリンター1台、)

小型ハンディターミナル2台

A4 モノクロプリンター 他、周辺機器

※以上の機器等は最低限であり、上記以外にも本仕様に記載した要件を満たすために、それぞれのシステムに応じて必要なハードウェア・周辺機器・ソフトウェアがあれば適宜付け加え、システムが本仕様に基づいて完全に機能するようにすること。

また、機器はすべて新品であること。

- (2) 図書館情報システムソフトウェア
- (3) 設定・搬入・据付・配線・調整等
- (4) 機器設置・設定等について完成図を作成し納入すること。

※新規導入する機器については別紙-1『機器仕様書』を参照すること。

各端末にはウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態になるよう設定すること。

5-2 導入機器等保守

- (1) 機器については、メーカー無償保証期間中はその対応とし、その後は別途協議とする。
- (2) 保守及び調整を実施した際には、発注者に対し実施内容等を速やかに報告すると共に、作業箇所、要作業箇所等について説明することとする。
- (3) 障害発生時には、迅速に障害復旧を行うこととする。

6. 図書館システムのできる業務内容

図書館情報システムは、貸出・返却などのカウンター業務から、蔵書の管理、予約・督促連絡、レファレンス等図書館業務を総合的に行うものであり、付随する図書館内のOPAC（蔵書検索端末）は、利用者自身が探している図書（資料）の検索や貸出し状況、書籍の内容や著者の紹介、さらには館内の配架位置情報が表示されるものとする。システムは、蔵書検索や利用者管理、資料管理、利用統計、図書の発注・受入業務に加え、県立図書館や県内の公共図書館と横断検索ができるものとする。

また、ウェブOPACにおいては、利用者がいつでもどこでもインターネットで、図書館の情報取得、蔵書検索や予約、リクエスト等を利用することができるものとする。

併せて、移動図書館車での貸出・返却・利用者登録・資料検索・予約等ができるものとする。

本仕様に係るシステムの性能、機能及び技術等の仕様詳細は別紙-2『図書館情報システム機能要件』に示すとおりであり、すべて必須の要求要件である。

また、入札者は提案ソフトについて県内の自治体への導入実績があるものとする。

7. データ移行項目及び移行費用について

- (1) 既存の図書館情報システムは、図書館情報システム「iLiswingV3」である。
- (2) 上記システムより下記のデータを新システムへ移行し、問題なく稼働させること。
 - ①書誌・所蔵データ
 - ②利用者データ
 - ③利用履歴・貸出予約履歴・相互貸借履歴

なお、既存システムデータの抽出作業は、現行システム業者により実施するものとする。移行費用は受託者が負担することとし、見積金額に含むものとする。

8. その他

8-1 見積に関する留意事項

- (1) システム導入に係わる全経費を含めること。(既存の一部リース機器の返却費用を含む)
- (2) 本案件にて発生する機器・部材等については全て費用に含めること。また工事にて発生する廃材及び撤去機器については請負業者が処分すること。

8-2 導入に関する留意事項

- (1) システム導入においては、現行の運用を継承できるよう構築すること。

9. 協議事項

本仕様書に定めのない事項については、別途協議とする。

以上